

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.120

No.120 2018.4.16

■ 高度プロフェッショナル制度を「成果で評価する制度」とする誤った喧伝はやめよ！

政府は、2018年4月6日、働き方改革関連法案を閣議決定し、国会に提出しました。そこには、高度プロフェッショナル制度という「働かせ放題」を可能とする制度の導入が含まれています。

高度プロフェッショナル制度は、労働時間規制の適用除外（エグゼンプション）に他なりません。労働時間規制を外せば、長時間労働が助長する危険があることは言うまでもありません。

にもかかわらず、政府は、高度プロフェッショナル制度を「時間ではなく成果で賃金を決める制度」などと喧伝しています。また、閣議決定後も、同制度をそのように報道する例があります。例えば、日本経済新聞は、「働いた時間でなく成果をもとに賃金を決める『高度プロフェッショナル制度』とし（4月7日社説）、読売新聞も「賃金と労働時間を切り離し、成果で評価するものだ」として（同日社説）、その成立を求めています。

しかし、一括法案をみても、高度プロフェッショナル制度には、使用者に対し、成果で評価するように義務付ける規定はなく、それを促すような規定すらありません。そもそも、成果主義賃金は高度プロフェッショナル制度を導入せずとも現行法で可能です。

政府の喧伝、一部報道機関の報道は、労働時間規制の適用除外という本質を覆い隠し、ミスリードするものであり、許されません。

■ 際限のない業務命令を引き起こす恐れ

労働時間規制の適用を除外されると、使用者は、際限なく業務を命じることになるのではないのでしょうか。労働時間規制が適用されないのですから、担当する業務を終えても新たな業務を命じるなど、際限なく働かせる恐れがあります。「成果主義」という言葉が悪用される恐れもあります。「成果をあげるまで帰るな」「新たな成果をあげろ」です。このような長時間労働を助長する制度を導入することは許されません。

■ 緊急院内集会（4.27）にご参加を！

日本労働弁護団では、高度プロフェッショナル制度とセットの一括法案の成立を阻止するため、下記のとおり集会を開催します。みなさま、是非奮ってご参加下さい！

日時：4月27日 17:30～18:30

場所：衆議院第一議員会館地下1階大会議室

参加費：無料（事前申込不要）



働かせ放題の「高プロ」導入を阻止する院内集会

日時 2018年4月27日(金) 17:30～18:30
(開場 17:00)

会場 衆議院第一議員会館大会議室（地下1階）

#0427働き方

4月6日、安倍内閣は、時間外労働の上限規制を定める「同一労働同一賃金」などと、高度プロフェッショナル制度（高プロ）の創設を盛り合わせた「働き方改革」一括法案を閣議決定しました。データが裏切られたことを受けて同法案から裁量労働制の拡大の部分は削除されたものの、対象労働者を労基法の労働時間規制から外し、裁量労働制以上に長時間労働を助長する「高プロ」は、まさに「過労死法」「残業代ゼロ法」であり、長時間労働の是正という同法案の趣旨に真っ向から反するものです。この「高プロ」という猛毒入りの一括法案成立は絶対に阻止しなければなりません。安倍内閣はあくまで一括法案として成立させる意

内容
●日本労働弁護団からの報告
●国会議員の発言
●当事者・労働組合の発言
●会場からの発言・討論
●日本労働弁護団の行動提起

※参加費無料。どなたでもご参加いただけます。

主催 日本労働弁護団

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790